

議案第 27 号

佐倉市文化振興のための基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

佐倉市文化振興のための基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改
正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市文化振興のための基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部
を改正する条例

佐倉市文化振興のための基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和55
年佐倉市条例第10号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

佐倉市文化振興積立基金の設置、管理及び処分に関する条例

第1条中「次の各号に定める基金」を「佐倉市文化振興積立基金（以下「基
金」という。）」に改め、同条各号を削る。

第2条第1項中「佐倉市文化振興積立基金（以下「積立基金」という。）」を
「基金」に、同項第2号中「積立基金」を「基金」に改め、同条第2項を削る。

第3条中「積立基金」を「基金」に改める。

第4条第1項中「積立基金」を「基金」に改め、同条第2項を削る。

第5条中「積立基金」を「基金」に改める。

第6条及び第7条中「積立基金及び取得基金」を「基金」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日において佐倉市文化財産等取得基金に属してい
た現金は、佐倉市文化振興積立基金に属するものとする。